

科目別



択一マスター

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画&音声で解説！

第1回／全8回

労働基準法

〔問 1〕 労働基準法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 2か月の期間を定めてアルバイトとして臨時に使用されることとなった者は、その期間を超えて使用されることが見込まれない場合でも、その期間においては、労働基準法における労働者として同法の適用を受ける。
- B 労働基準法及び労働基準法に基づいて発する命令は、一般職の国家公務員についても適用される。
- C 法人のいわゆる重役は、工場長、部長の職にあつて賃金を受ける場合でも、労働基準法における使用者として同法の適用を受けることになり、同法における労働者に該当することはない。
- D 在籍型の出向労働者については、出向元との労働契約関係は消滅し、出向先との間にのみ労働契約関係が存在するため、労働基準法における使用者としての責任はすべて出向先の使用者が負う。
- E 派遣中の労働者が派遣先の事業場において時間外労働をした場合、当該派遣先の使用者が、当該労働者に対して時間外労働に係る割増賃金を支払わなければならない。

(1) 労働者（法9条）

条文

この法律で「**労働者**」とは、**職業の種類**を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という）に使用される者で、**賃金を支払われる者**をいう。

📌ここをチェック！

- 「**労働者**」に該当するか否かは、雇用、請負、委任等の契約の形式にかかわらず、実体として、**使用従属関係**（事業に使用され、労働の対償として賃金が支払われる）が認められるか否かにより判断されます。
- 法人の重役等で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあつて賃金を受ける場合は、その限りにおいて労働者に該当します。

Advance

①適用除外（法116条）

船員	労働憲章、用語の定義、罰則規定を除き、労働基準法は適用されず、船員法が適用される。
同居の親族のみを使用する事業	世帯を同じくして常時生活を共にしている6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族のみが働く事業。
家事使用人	家庭において家事一般に従事するために使用される者。

②特別法による適用除外

イ) 国家公務員の場合（国家公務員法附則16条）

労働基準法の適用を受ける	労働基準法の適用を受けない
a) 特別職 の職員（裁判官・国会職員等） b) 国営事業及び行政執行法人の職員	一般職 （事務職）の職員 * 人事院規則の適用を受ける。

ロ) 地方公務員の場合（地方公務員法58条3項～5項）

労働基準法の適用を受ける	労働基準法の一部につき適用を受けない
現業職 （交通局・環境局・水道局等）の職員	一般職 （事務職）の職員

(2) 使用者（法10条）

条文

この法律で**使用者**とは、**事業主**又は**事業の経営担当者**その他その事業の労働者に関する事項について、**事業主のために行為をするすべての者**をいう。

📌ここをチェック！

- 「**事業主**」とは、事業の経営の主体をいい、会社その他の法人の場合はその**法人**、個人事業の場合は**事業主個人**をいいます。